

## 一般社団法人日本救急看護学会 委員会運営細則

### 一般社団法人日本救急看護学会 委員会共通運営細則

- 第1条 一般社団法人日本救急看護学会定款第6章会議及び委員会 第28条に基づいて設置された委員会は、共通運営細則に則り、各委員会の運営細則に定め活動をする
- 第2条 委員会の委員は原則として評議員（社員）から選出し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱をする
- 第3条 委員長は評議員の中から担当理事が推薦し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱をする
- 2 委員会担当理事は、担当する委員会以外の委員長を兼任できない。ただし、委員は兼任できる委員を兼任する場合は原則2つまでとする
- 第4条 委員が兼任できる委員会数は3つまでとする
- 第5条 担当理事は、担当する委員会に出席し、理事会から附託された事項を推進すると共に、代表理事の諮問に関する調査、企画等の方向性を示し、理事会にその概要を報告する
- 第6条 委員長は担当理事と適宜協議し定例委員会を招集、その運営にあたる。その他、委員長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる
- 第7条 委員長が会務を執行できない場合には、代表理事の承認を経て委員がその会務を代行することができる
- 第8条 代表理事は各委員会に出席することができる
- 第9条 委員長および委員の任期は、本会代表理事の任期と一致するものとする。ただし再任は妨げない。任期中に変更が生じる場合は理事会で協議する
- 附 則 本細則は、平成18年10月20日から施行する  
本細則は、平成22年7月4日 一部改正する  
本細則は、2021年10月21日 一部改正する

### 教育委員会運営細則

- 第1条 教育委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は本会会員の資質向上に役立つ教育の企画を行う
- 第3条 委員会は本会会員の教育に関して以下の活動を行う
1. 会員の教育に関するニーズ等の把握
  2. 救急看護に必須である知識・技術習得に関する各種教育プログラムおよびガイドラインの作成・評価
  3. 救急看護認定看護師の活動支援
  4. 他の委員会と連携した教育企画
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる

- 附 則 本細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する  
本細則は、平成 22 年 7 月 4 日 一部改正する  
本細則は、平成 24 年 3 月 29 日 一部改正する  
本細則は、平成 28 年 3 月 21 日 一部改正する

## 編集委員会運営細則

- 第 1 条 編集委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第 2 条 委員会は本会の機関誌等の編集と発行に関わる活動を行う
- 第 3 条 機関誌は年 1 回以上の発行をする
- 第 4 条 委員会は機関誌の査読・編集、発行に関し以下の活動を行う
1. 機関誌の編集企画
  2. 解説、総説、その他投稿論文などの執筆依頼
  3. 論文、研究報告、資料などの査読または査読の依頼
  4. 論文、研究報告、資料などの採否決定
  5. その他機関誌の編集に関わる業務
- 第 5 条 委員会は理事会の議を得て、以下の活動を行う
1. 論文、研究報告、資料などの査読者の選出
  2. 査読基準および査読用紙の検討と作成
  3. 本委員会の広報活動
  4. 関連諸学会、諸研究機関との学術情報の交換
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 附 則 本細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する  
本細則は、平成 22 年 7 月 4 日 一部改正する

## セミナー委員会運営細則

- 第 1 条 セミナー委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第 2 条 委員会は救急看護師の育成と質向上のためにセミナーの企画運営を行う
- 第 3 条 委員会はセミナーの企画・運営に関しセミナー委員会申し合わせに則って以下の活動を行う
1. 救急看護学に関する各種セミナーの企画および評価
  2. セミナーの講師（医師、救急看護認定看護師）の選出
  3. その他理事会の承認を得た業務
- 第 4 条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる

附 則 本細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する  
本細則は、平成 22 年 7 月 4 日 一部改正する

### 調査研究委員会運営細則

第 1 条 調査研究委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第 2 条 委員会は救急看護学会及び学術集会における会員のニーズを把握する

第 3 条 委員会は調査によって会員のニーズを明らかにするとともに、会員の要望の具現化を検討する

第 4 条 委員会は調査及び研究助成に関して以下の活動を行う

1. 会員のニーズに関する調査の企画、実施
2. ニーズ調査の結果にもとづく課題の明確化
3. 看護研究助成申請の審査
4. 施設の救急看護教育等に関する実態調査
5. 救急看護に関する研究成果の評価
6. 関連委員会（教育委員会、セミナー委員会など）と連携した研究の指導、支援のためのシステムの検討
7. その他理事会の承認を得た業務

附 則 本細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する  
本細則は、平成 22 年 7 月 4 日 一部改正する

### 災害看護委員会運営細則

第 1 条 災害看護委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第 2 条 委員会は救急看護領域が担う災害看護のあり方を検討し、災害初期看護を普及する

第 2 条 委員会は救急看護領域が担う災害看護の役割を検討するとともに、支援システムを構築する

第 4 条 委員会は救急看護領域が担う災害看護を明確にするために以下の活動を行う

1. 救急施設の危機管理体制、教育・訓練等の現状に関する実態調査
2. 実態調査結果の機関誌への投稿及び必要な病院機関への報告による災害危機管理の重要性の啓発
3. 他の委員会と連携した教育企画
4. 危機管理支援システム構築のための検討
5. その他理事会の承認を得た業務

附 則 本細則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する  
本細則は、平成 22 年 7 月 4 日 一部改正する

## 医療政策委員会運営細則

第1条 医療政策委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は医療行政の動向を知り、救急看護との関連事項を把握する

第3条 委員会は医療行政との関連の中で救急看護師の活動のために以下の活動を行う

1. 医療行政と本会運営との関連を考慮した戦略の検討  
(救命救急センター施設基準に関連した看護の評価等)
2. 関連学会との連携に向けた検討
3. その他理事会の承認を得た業務

附 則 本細則は、平成18年10月20日から施行する

本細則は、平成22年7月4日 一部改正する

## 倫理委員会運営細則

第1条 倫理委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は、救急領域における看護倫理の啓発、研究倫理審査に関する活動を行う

第3条 委員会は、看護倫理の啓発に関し以下の活動を行う

1. 看護倫理に関するセミナー・ワークショップの開催
2. 看護倫理ガイドラインの整備
3. その他理事会の承認を得た業務

第4条 委員会は、研究の倫理審査に関し以下の活動を行う

1. 本会会員から申請された研究の倫理審査
2. 審査基準の整備
3. 研究倫理に関する情報提供、教育活動
4. 関連諸学会、諸研究機関と倫理審査に関する情報交換
5. その他理事会の承認を得た業務

第5条 委員会は、研究倫理審査についての審査にあたり、学際的かつ多面的な視点で、公正かつ中立的な審査を行うため、必要に応じて様々な立場の有識者に意見を求めることができる

附 則 本細則は、平成19年11月10日から施行する

本細則は、平成22年7月4日 一部改正する

本細則は、平成29年4月30日 一部改正する

本細則は、令和4年1月25日 一部改正する

## 外傷看護委員会運営細則

- 第1条 外傷看護委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は外傷診療における受傷後急性期のPTD (Preventable Trauma Death;防ぎえる外傷死)の撲滅を目的に外傷初期看護の教育、評価、調査を実施する
- 第3条 委員会は外傷初期看護を推進するために以下の活動を行う
1. JNTEC プロバイダーおよびインストラクターコース運営
  2. JNTEC プロバイダーおよびインストラクターコースの質の管理
  3. 外傷初期看護教育の検討 (テキストの内容検討・編集等)
  4. 調査活動 (コース評価および外傷初期看護に関する調査)
  5. 関連委員会との協力
  6. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成22年9月20日から施行する  
本細則は、平成24年10月12日 一部改正する  
本細則は、平成28年3月21日から JNTEC (Japan Nursing for Trauma Evaluation and Care) 委員会の名称を外傷看護委員会に変更して施行する

## トリアージ委員会運営細則

- 第1条 トリアージ委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は救急外来におけるトリアージの普及を目的にトリアージに関する教育、評価、調査を実施する
- 第3条 委員会は救急外来におけるトリアージを推進するために以下の活動を行う
1. トリアージナース育成研修会およびインストラクターコースの企画・運営
  2. トリアージナース育成研修会およびインストラクターコースの質の管理
  3. トリアージ教育の検討 (テキストの内容検討・編集等)
  4. 調査活動 (コース評価およびトリアージのシステム、実態に関する調査)
  5. 関連委員会との協力
  6. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成24年10月12日から施行する

## ファーストエイド委員会運営細則

- 第1条 ファーストエイド委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会はすべての看護師のファーストエイド能力の向上と普及を目的にファーストエイドに関する教育、評価、調査を実施する
- 第3条 委員会は看護師のファーストエイドを推進するために以下の活動を行う
1. ファーストエイド実技講習およびインストラクターコースの企画・運営
  2. ファーストエイド実技講習のおよびインストラクターコースの質の管理
  3. ファーストエイド教育の検討（テキストの内容検討・編集等）
  4. 調査活動（実技講習評価およびファーストエイドの実態に関する調査）
  5. ファーストエイドナース登録システムの管理
  6. 関連委員会と協力
  7. その他理事会の承認を得た事業
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成28年3月21日から施行する

## 国際交流委員会運営細則

- 第1条 国際交流委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は本会会員の資質向上に役立つ国際交流に関する企画を行う
- 第3条 委員会は本会会員における国際交流に関して以下の活動を行う
1. 会員の国際交流に関するニーズ等の把握
  2. 国際交流活動の支援
  3. 救急看護に必須であるグローバル水準の知識・技術に関する支援
  4. 他の委員会と連携した国際交流に関する教育企画等
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、他の学会や組織等と協働した活動ができる
- 第5条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成30年1月8日から施行する

## プレホスピタルケア委員会運営細則

- 第1条 プレホスピタルケア委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会はプレホスピタルケアの充実と質の向上を目的にプレホスピタルにおける調査・研究、教育、評価を実施する
- 第3条 委員会はプレホスピタルケアを推進するために以下の活動を行う
1. プレホスピタルケアにおける実態調査
  2. プレホスピタルケアにおける看護師教育の検討
  3. 関連委員会との協力
  4. 関連学会との連携
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成30年4月15日から施行する

## 在宅救急看護委員会運営細則

- 第1条 在宅救急看護委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は地域医療における救急看護のあり方を調査、研究を通して検討する
- 第3条 委員会は地域と病院を循環する救急看護のシステムを構築する
- 第4条 委員会は救急看護を地域医療の場に活動範囲に広げ、生活者支援の視点における役割を明確にするために以下の活動を行う
1. 地域医療における救急対応の実態調査
  2. 地域医療における救急看護技術の活用性を検討
  3. 地域連携に必要な情報システムの構築
  4. 地域連携の看護実践に必要な学習システムの構築
  5. 関連委員会との協力
  6. その他理事会の承認を得た業務
- 第5条 委員会が必要と認めたときは、他の学会や組織等と協働した活動ができる
- 第6条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成30年4月15日から施行する

## エンド・オブ・ライフケア委員会運営細則

- 第1条 エンド・オブ・ライフケア委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は救急領域におけるエンド・オブ・ライフケアについて検討し、本会会員の資質向上に貢献する
- 第3条 委員会は救急領域でのエンド・オブ・ライフケアの質保障、および会員の資質向上に関して以下の活動を行う
1. エンド・オブ・ライフケアに関する国内外の文献検索と文献検討
  2. エンド・オブ・ライフケアガイドライン作成に向けた調査
  3. エンド・オブ・ライフケアに関する企画等
  4. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、他の学会や組織等と協働した活動ができる
- 第5条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、平成30年4月15日から施行する  
本細則は、2023年2月9日から終末期ケア委員会の名称をエンド・オブ・ライフケア委員会に変更して施行する

## 救急電話相談トリアージ委員会運営細則

- 第1条 救急電話相談トリアージ委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は、救急電話相談に関するトリアージの質の向上を目的に、救急電話相談トリアージにおける調査・研究、教育、評価を実施する
- 第3条 委員会は国内で行われている救急電話相談トリアージを推進するために以下の活動を行う
1. 救急電話相談トリアージにおける実態調査
  2. 救急電話相談トリアージにおける看護師教育システムの構築
  3. 関連学会および関連委員会との連携
  4. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会が必要と認めたときは、他の学会や組織等と協働した活動ができる
- 第5条 委員会が必要と認めたときは、その趣旨にあった小委員会を設けることができる
- 附 則 本細則は、令和2年4月12日から施行する

## 利益相反委員会運営細則

- 第1条 利益相反委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は、救急領域における会員の利益相反に関する活動を行う
- 第3条 委員会は、本会活動に関する利益相反に関し以下の活動を行う
1. 利益相反に関する指針、細則等の整備
  2. 利益相反についての自己申告に関する管理
  3. 利益相反に関する情報提供、教育活動
  4. 利益相反の疑義についての審査と報告
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 第4条 委員会は、利益相反の疑義についての審査にあたり、学際的かつ多角的な視点で、公正かつ中立的な審査を行うため、必要に応じて様々な立場の有識者に意見を求めることができる
- 附 則 本細則は、令和4年1月25日から施行する

## 特別委員会運営細則

- 第1条 特別委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 本会の設置及び解散は理事会の決議によるものとする
- 第3条 委員長及び委員は理事会の議を経て代表理事がこれを委嘱する
- 第4条 活動目的とその内容については理事会に附託された事項を審議の上決定する
- 第5条 特別委員会の委員長及び委員の任期は共通運営細則8条に関わらず、各特別委員会の設置期間とする
- 附 則 本細則は、平成20年9月14日から施行する  
本細則は、平成22年7月4日 一部改正する

## 一般社団法人日本救急看護学会学術集会運営細則

- 第1条 本会は、毎年1回以上学術集会を主催するために学術集会会長（会長）を置く
- 第2条 学術集会は、救急看護学および救急看護実践の発展・促進を目的とし、救急看護 業務・教育等に携わる看護専門職の研鑽の場とする
- 第3条 会長は、一般社団法人日本救急看護学会定款第5章役員 第21条に基づいて、代表理事の推薦と社員総会の承認を得た者とする
- 第4条 会長の選出は、担当年度開始の2年前に行い、1年間はオブザーバーとして理事会に参加する
- 第5条 会長任期中は、理事として委嘱される
- 第6条 会長の任期は、当該学術集会の1年間とする
- 第7条 会長は、一般社団法人日本救急看護学会定款第10章学術集会 第43条により事業として学術集会を開催する
- 第8条 会長は、学術集会のテーマや内容などを決め理事会で承認を得る
- 第9条 会長は、準備委員会を立ち上げ「学術集会行程表」を参考に進行する
- 第10条 会計は、学術集会として独立会計とする
- 第11条 学術集会における発表者・共同研究者は、すべて会員でなければならない。司会・座長は原則として会員とする
- 附 則 本細則は、平成19年11月10日から施行する  
本細則は、平成22年7月4日 一部改正する

## 会則委員会運営細則

- 第1条 会則委員会は本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は本学会の運営実態にともなう定款及び定款施行細則の的確な運用評価と点検を行う
- 第3条 委員会は定款及び定款施行細則運用の検討を行う
- 第4条 委員会は定款の運用のために以下の活動を行う
1. 本会の運営実態と定款との関連の把握
  2. 本会の運営実態に見合う定款改正案の作成
  3. 定款運用のための細則の検討
  4. 理事会、社員総会における定款に関する意見や要望の確認
  5. その他理事会の承認を得た業務
- 附 則 本細則は、平成18年10月20日から施行する  
本細則は、平成22年7月4日 一部改正する  
本細則は、平成28年3月21日会則委員会の廃止により削除

## 認定看護師委員会運営細則

第1条 認定看護師委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は救急看護認定看護師および認定看護師を目指す看護師の育成と質向上への支援をする

第3条 委員会は認定看護師の活動実態を把握し、必要な支援を検討する

第4条 委員会は救急看護認定看護師の育成と質向上に関して以下の活動を行う

1. 認定看護師の資格更新のための支援
2. 認定看護師の実践能力向上のための支援
3. 認定看護師の役割認知のための広報活動
4. 認定看護師の学会員に対する貢献の支援
5. 認定看護師会と連携した支援活動
6. その他理事会の承認を得た業務

附 則 本細則は、平成18年10月20日から施行する

本細則は、平成22年7月4日 一部改正する

本細則は、平成24年7月16日認定看護師委員会の廃止により削除